

国名	対応
タイ	<p>(3月24日付け知的財産局告示より)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閉庁、受付の時間短縮等の特別措置は言及されていない。 ・コロナ感染拡大による事態により期限内に手続ができない場合、事態の収束後15日以内にその理由と証拠とともに期限延長申請を行うことができる。 ・延長申請が認められた場合、許可命令の受領日から30日の期限延長が可能。 ・延長申請が認められなかった場合、命令受領日から15日以内の不服申立が可能。
フィリピン	<p>(フィリピン知的財産庁からの3月16日付けCircularより)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低限の機能は残し、3月16日から4月15日まで閉庁。同期間中の紙媒体での提出は受け付けない。 ・商標、特許、実用新案、意匠とも、電子出願は引き続き受付可能。 ・2020年3月16日から4月14日に期限を迎える意見書、異議申立期間の延長申請を含む文書提出および料金支払いについては、期限から30日延長できるものとする。 ・閉庁期間中のヒアリング（仲裁を含む）、セミナー、会合は全て延期・中止。 ・閉庁期間中の真正認証謄本の申請は受け付けない。
マレーシア	<p>(マレーシア知的財産公社からの3月17日付け発表より)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3月18日から3月31日までカスタマーサービスカウンターを閉鎖。 ・同期間中の紙媒体での提出は受け付けない。 ・電子出願は引き続き受付可能。ただし、商標は新規出願の受付のみ。新規のユーザー登録は最長5日間で完了。 ・著作権の登録申請は3月31日まで停止。 ・優先権主張に係る紙媒体での申請は4月1日まで期限を延長。 ・業務停止期間中に期限を迎える不服申立、異議申立、支払いについては、期限を4月30日まで延長。 ・マドリッド議定書に基づく国際商標出願は、3月31日まで停止。 ・3月31日まで真正認証謄本の申請は受け付けない。 ・特許および意匠の年金支払い期限は2020年4月1日まで延長。 ・2019年12月27日から2020年3月27日までの商標の更新は、4月30日まで延長。 ・3月31日までに予定していたヒアリング、イベント、セミナーは全て中止。
インド	<p>(インド特許意匠商標総局からの3月19日付け発表より)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月15日より前にを予定している特許、意匠案件のヒアリングを、ビデオ会議によるヒアリングとする。ビデオ会議に同意することができない出願人は、ヒアリングの日程を4月15日以降に延期する。 ・4月15日以降に予定しているヒアリングは予定通り実施する。 ・1970年特許法に基づく全ての手続の期限は、申請書と共に期限延長申請を行うことにより延長される。前記申請書は、コロナウィルスの終息した日から1か月以内に提出しなければならず、出願人は、Rule 6(6) of the Patent Rules, 2003の要件を満たす必要がある。 ・商標および意匠案件の期限については、現行の期限に従うものとする。
インドネシア	<p>(インドネシア知的財産権総局からの3月20日付け発表より)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3月20日から3月31日まで受付業務を閉鎖し、全ての紙媒体による提出は受け付けない。 ・オンライン申請は可能。 ・同期間中に迎える期限の緩和
シンガポール	現在のところ特別な対応はおこなわれていない。紙媒体およびオンラインともに申請が可能。
ベトナム	現在のところ特別な対応はおこなわれていない。紙媒体およびオンラインともに申請が可能。
ミャンマー	現在のところ特別な対応はおこなわれていない。 商標については現行の登記制度に基づき受け付けている。
カンボジア	現在のところ特別な対応はおこなわれていない。紙媒体およびオンラインともに申請が可能。
ラオス	現在のところ特別な対応はおこなわれていない。オンライン出願は受け付けていない。
バングラデシュ	<p>(バングラデシュ政府からの3月22日付け発表より)</p> <p>3月26日から4月4日まで閉庁。閉庁期間中に迎える期限は、開庁日まで延長される。オンライン出願は受け付けていない。</p>
ブルネイ	<p>(ブルネイ知的財産庁からの3月23日付け発表より)</p> <p>一時的に窓口業務を閉鎖し、書類提出、出願、支払いのみを受け付ける。</p>